

**2017年度(平成29年度)**

**大阪府中小企業政策に関する要望と提言**

2016年7月25日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 堂上勝己

代表理事 仁張正之

代表理事 森嶋 勲

〒540-0011

大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osaka.doyu.jp>

## 【はじめに】

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2480 名[内個人事業者（636）名]、会員構成は下記表の通り）は、1958 年（昭和 33 年）設立以来<sup>1</sup>、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました。中小企業家同友会は全都道府県に設立されており、2016 年 4 月 1 日現在、45,558 名の会員で構成されています。大阪同友会は、1990 年度（平成 2 年度）より毎年、大阪府知事、府商工労働部、府議会議長及び各会派の皆様から「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し懇談を重ねてまいりました。

中小企業家同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法」制定のため 2001 年から全国的に運動を展開してきました。大阪同友会は府下自治体の各議会に対して「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、大阪府議会をはじめ府下 38 議会（86%）で採択頂き、その理解を広げることができました。その運動もあり、「連帯保証人制度の撤廃」（2006 年）、経営者の個人保証のない融資が可能となる「経営者保証に関するガイドライン」（2014 年）が政府から発表されました。また、金融システムの問題だけでなく、中小企業の経済的社会的位置付けを日本国として明確にし、国民的にも中小企業に対する正しい理解を広げることと同時に、中小企業の自助努力が報われるよう根本的な仕組みづくりが必要ではないか、と私たちの問題意識は発展しました。2000 年には「EU 小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するボローニャ憲章」が相次いで採択され、さらに 2004 年 6 月、「イスタンブール閣僚宣言（第 2 回 OECD 中小企業大臣会合）」でボローニャ憲章を改めて評価し、世界経済における中小企業の重要性が強調されました。中小企業家同友会では 2003 年 5 月から日本独自の中小企業憲章の研究と中小企業憲章制定運動にとりかかり、地方自治体においては中小企業振興基本条例の制定や改定に向け全国的に運動を展開してきました（2016.6 月現在、42 道府県 140 市 17 区 18 町 1 村で条例制定、大阪は 1 府 14 市で制定）。そんな折、2010 年 2 月、中小企業庁内に「中小企業憲章に関する研究会」が立ち上がり、中小企業家同友会の仲間もその研究会のメンバーとして召集され、中小企業憲章の制定に向けた議論が進み、2010 年 6 月 18 日、ついに中小企業憲章が閣議決定されました。

現在、この憲章を閣議決定にとどめず国民の総意として位置付けされる国会決議をめざし、毎年、衆議院議員会館にて 200 名規模の集会を開催しています。中小企業庁長官はじめ衆参両院の経済産業委員、法制 4 団体<sup>2</sup>の皆様にもご出席いただき、賛同の輪を広げているところです。また、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置し、中小企業を軸とした経済政策の戦略的立案を進めること、中小企業庁を中小企業省に昇格させ中小企業担当大臣を設置すること、中小企業憲章を普及するキャンペーンを行うことなどを政府に提案し、全国の同友会の仲間とともにその実現のため運動を進めています。

## 中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針<sup>3</sup>

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21 世紀型企業づくりをめざします<sup>4</sup>。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持つ職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいて、ここに政策要望・提言を提出する次第です。

(2016 年 4 月 1 日現在)

資本金額	会員数	%	社員数（パート含）	会員数	%	業種	会員数	%
～499 万円	417	16.8	0～4 人	837	33.8	製造業	698	28.1
500～999 万円	143	5.8	5～9 人	486	19.6	建設業	220	8.9
1000～1999 万円	858	34.6	10～19 人	455	18.3	情報通信・印刷業	159	6.4
2000～2999 万円	147	5.9	20～29 人	221	8.9	運輸・倉庫業	87	3.5
3000～4999 万円	161	6.5	30～49 人	202	8.1	卸・小売業	359	14.5
5000～9999 万円	88	3.5	50～99 人	158	6.4	専門家	457	18.4
1 億円～	30	1.2	100 人以上	121	4.9	サービス業	496	20.0
個人	636	25.6				その他	4	0.2
合計	2480	100.0	合計	2480	100.0	合計	2480	100.0

<sup>1</sup> 近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

<sup>2</sup> 日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会

<sup>3</sup> 中小企業家同友会全国協議会「国の政策に関する要望と提言」より抜粋

<sup>4</sup> 同友会が提唱する 21 世紀型企業とは ①「自社の存在意義は何か」を問ひかけ、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準でこたえられる企業、②社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、活力に満ちた豊かな人間集団になっている企業、です。

## 2017年度（平成29年度）の重点要望

- (A) 大阪府中小企業振興基本条例が施行された6月15日を「中小企業の日」と定め、広く周知徹底を
- (B) 大阪府立大学と大阪市立大学の統合問題について具体的な説明を
- (C) 責任共有制度を廃止し、本来の保証制度の確立を
- (D) 緊急時における府下市町村との連携を見直し強化を
- (E) 保育所の拡充等による女性の社会進出支援を

### 1、大阪府中小企業振興基本条例に関する要望と提言

**基本条例前文及び第3条「府の責務」の趣旨に沿って、次のような具体策を講じてください。**

- ① 基本条例前文では「府民生活を豊かにしていくためには、地域経済の根幹を担っている中小企業の成長発展が不可欠」「中小企業の振興を府政の重要課題として位置づけ、施策を総合的に推進する」としたうえで、第3条で施策の総合的な実施を府の責務としています。そのことをより一層広めるために、貴府商工労働部のみでなく、全庁、全部局、外郭団体については全府民（第6条）が、基本条例に対する認識と理解を深めるため、基本条例が施行された6月15日を「中小企業の日」と定め、貴府全職員対象の研修会の実施や関連行事を開催しPRしてください。
- ② 基本条例を理念条例に終わらせることなく、永続的に豊かな内容のものとしていくため、基本条例に基づく基本方針及び総合的な計画、施策を立案、提言及び検証・評価等を行なう知事直属の「中小企業振興会議」を設置してください。振興会議のメンバーは、大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、大阪府商工会連合会、大阪府商店街振興組合連合会の法制4団体と中小企業家同友会の5団体等から推薦されたアクティブな中小企業経営者をはじめ、中小企業労働者、地域金融機関、専門家、学識経験者等並びに貴府全部局の長とし、必要に応じて作業部会（ワーキングチーム）を設置してください。
- ③ 中小企業施策を周知させるために、電車吊り広告や駅ポスター、ラジオのスポットCMなどを活用し、広報を強化してください。同友会もグループウェア（e.doyu）によるPRなど大いに協力させていただきます。
- ④ 中小企業施策を活用した企業による報告を交えた「事例発表フォーラム」（大阪産業振興機構主催）のような取り組みは大変好評ですので、このような具体的でわかりやすい施策説明会を継続して実施してください。

### 2、中小企業が活躍しやすい環境をつくるための要望と提言

#### （1）海外展開しやすい環境づくり、認定制度等に関して

- ① 海外の展示会に出展する中小企業への補助金を新設してください。

海外の展示会に出展する際、中国や台湾、韓国、香港など東南アジアの国々では出展企業に対し出展費、宿泊費、運送費など出展企業に対し直接補助金を支出し、自国の中小企業を応援しています。しかし、日本の場合は一定の支援策があるとはいえ、基本的には自己負担で出展しています。中小企業憲章や大阪府中小企業振興基本条例には中小企業の海外展開を支援することが述べられており、大阪府においても憲章や条例

の精神に立って、出展費や宿泊費、運送費などへの補助金を創設し、他国に負けない支援策を創設してください。

② 「ものづくり」だけでなく、小規模でも他にない固有の技術やサービスに対して評価を行い、例えば「地域ブランド企業賞」や「オンリーワン企業賞」のような認定制度を創設してください。

③ 大阪版エコノミックガーデニング（EG おおさか）を強化・発展させてください。

④ エコアクション 21<sup>5</sup>認証取得企業の評価点を他県なみに引き上げてください。

大阪府建設工事指名競争入札参加資格審査における等級区分について、平成 27 年度よりエコアクション 21 認証取得企業についても 4 点加点されるようになりました。しかし、兵庫県の 16 点、滋賀県の 10 点と比べ大阪府は低い状況です。環境にやさしい事業活動をより一層広げるためにも、他県と同レベルに引き上げてください。

## **（２）人材育成、キャリア支援、高校生の就職活動支援、府立大学での講義、府立大学・市立大学の統合に関して**

① 高校生の求人に関する複数応募・推薦「1人二社」制を継続実施してください。

② 同友会は、大阪府の複数応募・推薦の開始時期を 12 月 1 日から早めていただくよう要望していましたが、今年から 11 月 1 日に早まりました。ただ、滋賀県や和歌山県では 10 月 1 日となっておりますので、一層早めていただくようご検討ください。

③ 大阪府教育センターにおいて実施されている「民間企業等派遣研修」や夏季における「民間企業体験研修」制度の定員枠を広げてください。

④ 高校の「キャリア教育支援体制整備事業」の成果発表会を開催する際は、事前に情報提供してください。

⑤ 府立大学の現役学生を対象に、中小企業経営者を講師にした講義を実施してください。昨年のご回答では「講師派遣のご提案については、必要に応じて大学法人で調整させていただきます」とのことでした。ご要請頂ければ協力させていただきますので是非ご連絡ください。

⑥ 大阪府立大学と大阪市立大学の統合問題については、新聞等で報道されていますが、今後どのようなのかよくわからないのが現実です。そこで、以下の点について具体的にご説明ください。

1. 両大学は統合されるのかどうか。統合されるのであれば、いつなのか。

2. 両大学の統合によって、中小企業の経営支援、技術支援においてどのような効果が期待されるのか。

3. 両大学の統合によって、中小企業経営者による経営実践の講義を通じて、中小企業がどのような役割を担っているのか、学生等に語る事が重要と考えます。生きたキャリア支援のための経営実践の講義を増やしてください。同友会から講師派遣など協力します。

---

<sup>5</sup> エコアクション 21 は、全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。エコアクション 21 ガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション 21 認証・登録制度です。

### 3、金融、税制に関する要望と提言

#### (1) 責任共有制度を廃止し、本来の保証制度の確立を

売上げが前年同期より上向きに推移していても、仕入れや、設備投資など資金需要が発生します。しかし、保証付き融資を受ける場合、ほとんどの金融機関が責任共有制度<sup>6</sup>に基づく通常保証の融資は消極的です。責任共有制度が廃止されれば、中小企業への資金供給はさらに円滑にすすみます。本来の保証制度の考え方に立ち戻り、是非とも責任共有制度は廃止してください。必要であれば国に対して要望してください。

#### (2) 円滑な資金供給に関すること

- ① セーフティネット融資枠の増額措置を講じてください。
- ② 「経営者保証に関するガイドライン」が適切に運用されるように、保証協会及び関係金融機関の監督・指導・周知を徹底してください。金融機関の担当者は知っていますが、借り手が尋ねない限り金融機関側から説明をすることはありませんし、借り手側がガイドラインについて話をしても「うちの銀行の方針ですから」と経営者の個人保証は当然という態度が一般的です。
- ③ 問題なくきちんと返済してきた中小企業の返済履歴(クレジットヒストリー)や経営指針書(経営理念、経営方針、経営計画)の添付を保証審査の評価項目とし、審査によって保証料率を引き下げることができる措置を講じてください。
- ④ 融資判断の定量評価偏重を改め、定性評価を重視してください。
- ⑤ 開業数を増やすために、例えば、開業資金融資は、5年間位のスパンで徐々に利息をアップさせるステップ型にするなど思いきった支援策を講じてください。
- ⑥ 保証付き融資の説明会を毎年開催してください。
- ⑦ 新たな雇用創出及び維持に努める中小企業を資金面から支援する制度を創設してください。
- ⑧ 廃業に限定しない大阪府独自の「事業再挑戦システム」を創設してください。

#### (3) 法人事業税における外形標準課税の適用範囲拡大は絶対にしないよう政府に要望を

法制 4 団体や同友会の強い要望により、外形標準課税適用範囲拡大は見送られましたが、政府税調や財務省には中小企業は税など社会的負担をしていないかのような一面的な見方が根強くあります。実際には、中小企業が社員に支払う賃金からは所得税や市市民税、固定資産税などが支払われ、会社自体も固定資産税や社会保険料を支払うなど中小企業は応分の社会的負担をしています。中小企業まで外形標準課税の対象となると、従業員への給与総額や資本金などが新たな課税対象となり負担が増大、ひいては地域での雇用維持も難しくなります。中小企業にも賃上げの機運が広がり、労働条件の改善が進み始めた矢先に、このような増税は景気回復の芽を摘むこととなります。現在、大阪府の法人事業税の一部が外形標準課税化されていますが、資本金 1 億円以下への適用範囲拡大は絶対にしないよう政府に対して強く要望してください。

<sup>6</sup> 責任共有制度は、平成 19 年 10 月制度変更に伴い、信用保証協会が 80%、金融機関が 20%のリスク負担を共有することになった制度。元々は信用保証協会 100%保証だった。

## 4、持続可能な大阪をつくるための要望と提言

### (1) 防災を重視し、地域密着型の公共事業への転換を

- ① 本年4月14日の発生から長期にわたって余震が続いている「熊本大地震」に対して、その教訓を踏まえて、緊急時における大阪府と府下市町村との連携を見直し強化を急いでください（防災情報の共有、避難所の設置、職員の派遣等）。
- ② 東日本大震災では、津波による事業所・工場の設備・施設の破壊・流出に加え、企業の帳簿類や保有データを失う事例が目立ちました。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成にも多大な時間と労力を要しました。大阪府によるBCP策定支援策は承知しておりますがそれに加えて、平時から企業情報・データを安全な場所へ自動的に保管できるシステムを安価に提供できないか検討してください。例えば、民間業者による同様のサービスに補助し、安価に利用できる制度を創設するなど。
- ③ 「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）では、今後10年間（平成27年度～36年度）の取組期間でハード・ソフトの対策を進めることにより、人的被害（死者数）9割減、経済被害（被害額）4割減をめざしています。それを現実のものにするためには、住宅の耐震化が急務です。住宅の耐震化を促進するため、木造住宅耐震改修補助額（2014年度70万円に増額）をさらに増額することを含め、府民への広報など施策の拡充強化をしてください。
- ④ 平成20年度の中小企業発注比率は金額ベースで75%以上が確保されましたが、平成21年度から60%台に低下しています。70%以上の水準を維持するよう努力してください。
- ⑤ 大阪府の公共事業は、最低制限価格を堅持し、予定価格の90%以上に引き上げる努力をしてください。また、地域の中小企業への発注を原則とする仕組みを構築してください。それは雇用拡大効果や地域内での資金循環にも有効です。

【金額ベースで見た官公需の中小企業発注比率（%）】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成26年度	60.8	59.4	70.6	68.4	80.5	73.6
平成25年度	67.2	54.7	75.8	67.9	84.1	71.6
平成24年度	69.6	59.1	71.6	76.1	85.1	70.8
平成23年度	67.2	54.3	71.0	71.7	82.7	70.4
平成22年度	67.8	54.9	71.3	73.2	83.0	73.1
平成21年度	65.8	56.8	68.1	72.2	82.5	72.9
平成20年度	75.7	52.7	67.8	76.5	79.8	70.7

（※工事、役務、物品の合計）

### (2) エネルギーシフト<sup>7</sup>で持続可能な循環型社会の創造を

- ① 「大阪府市エネルギー戦略の提言」<sup>8</sup>では、原発依存からの脱却、省エネとその技術革新、再生可能エネルギーの重点化などが指摘されています。その視点から、省エネや再生可能な自然エネルギーに取り組む中小企業への支援策を構築及び拡充してください。

<sup>7</sup> エネルギーシフトとは、生活・仕事・交通・住宅などに関わる熱源や電力・燃料などのエネルギー全般について、徹底した省エネ、地域暖房やコージェネレーションシステムで熱源を有効活用し、再生可能エネルギーによる地域内自給をめざすことで、中小企業の仕事と雇用を生み出し、持続可能で質の高い暮らしと仕事を総合的に地域全体で実現しようとする事（中同協・中小企業家エネルギー宣言より）

<sup>8</sup>平成25年5月31日・大阪府市エネルギー戦略会議でまとめられた文書。

- ② 「ないものねだりより、あるものさがし」の発想が地域資源を発掘することにつながります。大阪府の森林資源、河川力、大阪湾上の波力、風力、ごみ焼却場等の排熱を利用した給湯など、府下自治体においてそのような取り組みが進むように喚起し、具体的な計画には自治体ごとに支援策を講じてください。
- ③ 電力料金の値上がりは中小企業にとって大変痛手となっています。大阪同友会の調査では(2015.6月調査、622社回答)、電気代値上げ分を「価格に転嫁できない」と回答した企業が83%にもなっています。大阪府として、関西電力に対し徹底した企業努力を求めるとともに、これ以上値上げしないよう引き続き要請してください。

### (3) 保育所の拡充等による女性の社会進出支援を

- ① 大阪府福祉部の資料<sup>9</sup>によると、府下の待機児童は1365人(平成27年4月1日現在)となっています。複数の自治体で「待機児童0」というところもあります。しかし、1365人という数字は本当に実態を反映しているのでしょうか。実態とかい離しているように思われるので、国のカウント基準とは別に府独自に、より実態を反映した調査を行い、その実態に応じた施策を講じてください。
- ② 女性の社会進出を活発にするためには、女性が働きやすい環境整備が不可欠です。保育所・学童保育所の増設・拡充、産休あけ、育児休業あけの保育所の拡充及び保育料の引き下げ、出産育児により長期に就労から離れる女性に対して、社会復帰をはかるための教育訓練の充実など、子供を安心して産み育てられる支援策を引き続き講じてください。同時に、深刻な保育士不足を解消するために処遇改善を含め国に対して要望するとともに、府独自の支援策を講じてください。

### (4) 大手企業による「優越的地位の濫用」行為に対する実効性ある是正措置を

大手企業がその下請けや納入業者に対して、半強制的値引き要請、「協力金」と称して売上の一定割合を赤伝処理<sup>10</sup>させられる、など独占禁止法の「優越的地位の濫用」に抵触する事例は少なくありません。「公正な市場環境を整える」ことは中小企業憲章にも明記されている重要な指針の一つです。このようなことが発生しないように、次のような措置を講じてください。

- ① 公正取引委員会の機能を強化するために人員を増やすよう国に要望してください。
- ② 下請け・受注側が特定されることなく第三者機関によって指導及びペナルティを課すことができる仕組みをつくるよう国に要望してください。
- ③ MOBIOに「下請けかけ込み寺」がありますが、狭い地域では匿名による申告も気軽にできません。行政の巡回調査による実態把握や下請法の啓発、「下請目安箱」への投書など申告者が特定されない仕組みを検討してください。

### (5) 統合型リゾート(IR)について

「大阪の成長戦略」(2015年2月改訂版)では、重点施策としてカジノを含む統合型リゾートの推進が示されています。統合型リゾートによる大阪経済への効果と課題について具体的に説明してください。

<sup>9</sup> 「保育所等利用児童数・入所待機児童数」(大阪府福祉部)

<sup>10</sup> すでに処理済の伝票を取り消すために発行される伝票のことです。赤字で記載されるため赤伝と言います。返品があった場合などに赤伝処理(返品伝票)を切ります。これによりすでに発行された売上伝票は、経理処理の上で取り消されたこととなります。

## 4、各業界からの要望と提言

### 大阪の中小旅行者に仕事が回る仕組みの構築を

大阪府認可の第二種、第三種の旅行業社にとって、日々の受注活動では規模の大小で判断される場合が多く、どうしても大手旅行社の知名度にはかなわない側面があります。地域に根をおろし、地域活動に参加し、雇用、納税を果たしている府下の中小旅行社に対して、観光バス会社の「セーフティーバス認定制度」にあるように「旅行会社 安心安全認定制度（仮）」を府独自の基準で創設し、大阪府下で活動する中小旅行社の地位向上を支援してください。

また、行政の監理監督権限がある地域団体等の旅行手配発注は、この認定制度に合格した中小旅行社に一定割合を優先発注する等の施策を実施してください。